

令和4年1月31日
教 育 指 導 課

損害賠償請求事件の判決について

次のとおり、判決の言い渡しがあったので報告する。

1 事件の概要

- (1) 事件名 損害賠償請求事件
(2) 訴状到達日等 令和元年5月14日（提訴日：平成31年4月24日）
(3) 原告 [REDACTED]（事件当時は区立[REDACTED]）
(4) 被告 世田谷区ほか事件当時の[REDACTED] Aの保護者（被告B、C）
(5) 請求の趣旨

- ・被告らは、原告に対し、連帶して金300万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うこと。
- ・訴訟費用は、被告らの負担とすること。
- ・判決及び仮執行宣言

(6) 原告の主張

原告が、平成30年の世田谷区立[REDACTED]在籍時に受けたいじめ行為に対して、学校側が適切な対処、指導を怠ったことにより精神的苦痛を受け、病院で受診せざるを得なくなったとともに不登校になったことで学習する権利ないし教育を受ける権利を侵害された。区は原告が被った損害について賠償する義務がある。

2 判決

- (1) 判決言い渡し
令和3年12月27日（東京地方裁判所）

- (2) 主文
- ①原告の請求をいずれも棄却する。
 - ②訴訟費用は原告の負担とする。

(3) 理由の要旨

原告の主張する、[REDACTED] Aによる原告へのいじめ行為及び[REDACTED] Aに対する被告B、Cの監督者責任の有無（争点1）、本件[REDACTED]によるいじめの防止等の懈怠の有無（争点2）、これらに伴う原告の被った被害（争点3）のいずれについても、原告の主張は採用することができず、原告の請求は理由がないことからこれをいずれも棄却する。